

○山口県自転車防犯登録実施要綱

平成 11 年 3 月 20 日
山口生企第 2 3 6 号

第 1 目的

この要綱は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 5 5 年法律第 8 7 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 3 項の規定による自転車の防犯登録のうち、山口県内において実施する自転車防犯登録（以下「登録」という。）について必要な事項を定め、もって自転車の盗難防止と被害品の回復を促進し、所有者の財産保護に寄与することを目的とする。

第 2 用語の意義

- 1 この要綱において「自転車」とは、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。
- 2 この要綱において「指定店」とは、法第 1 2 条第 3 項の規定により、山口県公安委員会が自転車の防犯登録を行う者として指定した山口県自転車軽自動車商協同組合（以下「組合」という。）が防犯登録指定店として指定した自転車販売店をいう。

第 3 登録の対象

登録の対象は、指定店において販売された自転車及び自転車の所有者又は当該所有者の依頼を受けた者（以下「所有者等」という。）が登録を申し出た自転車とする。

第 4 運営

登録の業務は、組合が主体となって、関係機関・団体及び県民の協力を得て運営するものとする。

第 5 登録の推進等

- 1 山口県警察は、組合及び指定店とともに、あらゆる機会を通じて登録制度の周知徹底を図り、県民が所有する自転車のすべてに登録が行われるよう登録を推進するものとする。
- 2 指定店は、自転車の販売に当たって、登録を確実に行うとともに、自転車の記名及び施錠の励行並びに安全利用等に関する指導に努めるものとする。
- 3 指定店は、店舗の見やすい場所に標札（別記第 1 号様式）を掲出して、指定店である旨の表示を行うものとする。

第 6 登録の種類

1 新規登録

登録がされていない自転車を所有することとなった者が受ける登録をいう。

2 再登録

登録を受けた者又は登録済みの自転車を買い受け、譲り受け、若しくは交換した者が、4の抹消登録の後において新たな登録を申し出たときに受ける登録をいう。

3 異動登録

登録済みの自転車の所有者が住所を異動した場合又は登録済みの自転車を買い受け、譲り受け、若しくは交換した者が当該自転車を自己の名義にしようとする場合（再登録の場合を除く。）に受ける登録をいう。

4 抹消登録

登録済みの自転車の所有者が、当該自転車を廃車するなどの理由により、登録を抹消しようとする場合に受ける登録をいう。

第7 登録手続

1 新規登録及び再登録

- (1) 新規登録及び再登録（以下「新規登録等」という。）は、当該登録を受けようとする自転車の所有者等からの申出を受けた指定店において取り扱うものとする。
- (2) 指定店は、新規登録等の申出があったときは、防犯登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を自転車の車体の見やすい部分に貼り付けるとともに、自転車防犯登録票（甲）（別記第3号様式。以下「甲票」という。）、自転車防犯登録票（乙）（別記第4号様式。以下「乙票」という。）、自転車防犯登録票（丙）（別記第5号様式。以下「丙票」という。）及び自転車防犯登録票（丁）（別記第6号様式。以下「丁票」という。）に必要事項を記入し、甲票については指定店において保管し、乙票については登録を申し出た者に交付し、丙票及び丁票については、指定店の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）に速やかに送付するものとする。
- (3) 管轄警察署長は、(2)により丙票及び丁票の送付を受けたときは、丙票については生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に送付し、丁票については保管するものとする。

2 異動登録

- (1) 異動登録は、当該登録を受けようとする自転車の所有者等からの申出を受けた警察署において取り扱うものとする。
- (2) 異動登録の申出を受けた警察署は、登録を申し出た者から異動登録を受ける前の登録に係る乙票の提示を受けるなどにより、当該自転車の所有者として登録しようとする者がその正当な所有者であることを確認（以下「所有者確認」という。）の上、自転車異動登録票（別記第7号様式。以下「異動登録票」という。）に必要事項を記入して原本及び複本2部を作成し、原本については登録を申し出た者に交付し、複本2部についてはそれぞれ確認書（別記第8号様式）を添付して生活安全企画課長及び異動登録に係る丁票を保管する警察署長に各1部を送付するものとする。

- (3) (2)により異動登録票の送付を受けた警察署長は、これを異動登録に係る丁票に添付して保管するものとする。

3 抹消登録

- (1) 抹消登録は、当該登録を受けようとする自転車の所有者等からの申出を受けた警察署において取り扱うものとする。
- (2) (1)の申出の受理は、自転車抹消登録申出書（警察署用）（別記第9号様式）又は自転車抹消登録申出書（指定店用）（別記第10号様式。以下「抹消申出書（指定店用）」という。）（以下「抹消申出書」と総称する。）の提出を受けることにより、行うものとする。
- (3) 抹消登録の申出を受けた警察署は、所有者確認の上、当該申出に係る抹消申出書の複本を作成して生活安全企画課長に送付するとともに、抹消登録に係る丁票を保管する警察署長に連絡するものとする。この場合において、乙票又は異動登録票があるときは、抹消申出書に添付して保管するものとする。
- (4) 自転車の買受け又は譲受け、自転車を廃車した者からの届出等により、登録を抹消すべき自転車を取り扱った指定店は、抹消申出書（指定店用）を速やかに管轄警察署長に送付するものとする。この場合において、乙票又は異動登録票があるときは、抹消申出書（指定店用）とともに送付するものとする。
- (5) (4)により抹消申出書（指定店用）の送付を受けた管轄警察署長は、抹消登録をしなかったときは、当該指定店及び当該抹消登録を申し出た者にその旨を通知するものとする。

第8 登録票の保管

- 1 警察署長は、丁票にあつては登録番号順に、抹消申出書にあつては受理番号順にそれぞれ整理して、自転車盗の予防及び被害品の回復等に活用するものとする。
- 2 警察署長は、抹消登録に係る丁票又は異動登録票の複本は廃棄するものとする。
- 3 警察署長は、丁票のうち登録の日から起算して8年を経過したものについてはその年の12月末日に、抹消申出書のうち登録の日から起算して1年を経過したものについてはその年の12月末日にそれぞれ廃棄することができる。

第9 データ登録

- 1 生活安全企画課長は、別に定めるところにより、警察署長から送付された丙票、異動登録票及び抹消申出書のデータについて、山口県警察情報管理システムによるデータ登録を行うものとする。
- 2 1によりデータを登録した丙票、異動登録票及び抹消申出書については、廃棄するものとする。
- 3 1により登録したデータのうち、登録の日から起算して8年を経過したものにあってはその年の12月末日に抹消することができる。

第 10 登録証等の適正管理

- 1 組合は登録証及び登録票配布台帳（別記第 11 号様式）により、指定店は自転車登録証等受払簿（別記第 12 号様式）により、登録証及び登録票（甲票、乙票、丙票及び丁票をいう。以下同じ。）の配布状況又は保有数を明らかにし、これらを厳重に保管しなければならない。
- 2 組合及び指定店は、保管する登録証及び登録票に盗難、紛失等の事故があったときは、速やかに管轄警察署長に届け出なければならない。

第 11 指定店に対する指導

山口県警察は、組合及び指定店に対し、防犯登録が円滑かつ適正に実施されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

第 12 費用の負担

登録に要する費用は、登録を受けようとする者が負担するものとする。

第 13 経過措置

この要綱の実施前に「山口県自転車防犯登録実施要綱の制定について（例規通達）」（平成 4 年 3 月 30 日付け山口防犯第 284 号）の規定に基づき行った登録は、この要綱の規定に基づいて行われた登録とみなす。